

議案第 36 号

狭山市振興計画審議会条例の一部を改正する条例

狭山市振興計画審議会条例（昭和 42 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

狭山市総合計画審議会条例

第 1 条中「市の行財政施策の総合的な振興をはかるため、狭山市振興計画審議会」を「狭山市総合計画審議会」に改める。

第 2 条中「市の行財政施策の総合的な振興計画」を「狭山市基本構想の議決に関する条例（平成 27 年条例第 号）第 2 条に規定する基本構想及びその実現を図るための基本計画」に、「行なう」を「行う」に、「狭山市振興計画審議会」を「狭山市総合計画審議会」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定（「行なう」を「行う」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表振興計画審議会委員の項中「振興計画審議会委員」を「総合計画審議会委員」に改める。

平成 27 年 6 月 9 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

狭山市振興計画審議会の名称を改めるとともに、所要の改正をし、併せて条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。